○新潟県柏崎市要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告に関する取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）附則第３条に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告（以下「耐震診断結果の報告」という。）等に関する手続を定めることを目的とする。

（専門機関の判定）

第２条　要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断結果の報告を行う前に、別表第１に掲げる耐震診断について専門的機能を有する機関に耐震性能の適否に係る技術的な審査を依頼し、当該審査の結果を証する書面（以下「耐震判定書」という。）の交付を受けるものとする。

（耐震診断結果の報告）

第３条　耐震診断結果の報告は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）附則第３条に規定する報告書に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

⑴　別表第２に掲げる図書

⑵　耐震判定書

⑶　その他市長が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、前項各号に掲げる図書の全部若しくは一部を省略し、又は変更することができる。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

機関の名称	既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会登録要綱の規定に基づき登録を受けた機関

別表第２（第３条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の位置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び届出に係る建築物の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	縮尺及び方位
	間取、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の材料の種別及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
構造詳細図	
耐震診断報告書の写し	